

# 嵐山町体育施設の利用条件緩和について

利用者の健康増進及び利便性向上を目的として、新型コロナウイルス感染拡大の影響による嵐山町体育施設の利用条件を令和3年11月1日より下記のとおり緩和します。

## 1. 対象施設

嵐山町内の社会体育施設及び学校体育施設すべて

## 2. 利用対象

施設利用登録団体及び個人すべて

## 3. 感染防止対策

別紙「感染防止対策確認シート」の各項目を遵守

※チェックシートの提出は必要ありませんが、代表者が参加者情報を取りまとめて少なくとも1か月保管してください

## 4. イベント等の取扱い

別紙「生涯スポーツ事業等実施に伴う嵐山町体育施設の利用条件緩和について」参照

## 5. その他

- ・国立女性教育会館が感染症療養施設に指定されている期間(令和3年12月末\*まで)は同敷地内草原広場への立入りはできません  
\*延長の可能性あり
- ・今後の社会状況の変化等により、予告なく緩和内容を見直す場合があります

### 【参考】

令和3年10月31日までの利用条件等(概要)

- |        |   |
|--------|---|
| ・対象施設  | 嵐山町内の社会体育施設及び学校体育施設すべて                    |
| ・利用対象  | 施設利用登録団体及び個人のうち埼玉県在住、在勤、在学のいずれかの方         |
| ・感染症対策 | 感染防止チェックシート「提出用」「利用者保管」を記入し、「提出用」を申請窓口に提出 |
| ・イベント等 | 事業計画書、感染症対策計画書等の提出                        |

令和3年10月21日  
嵐山町教育委員会